

諮問番号 平成30年度諮問第1号

答申番号 平成30年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

処分庁東松山市長が平成29年11月29日に行なった滞納地方税に係る財産差押え処分（以下「本件処分」という。）は、これを維持する。審査請求人が平成30年1月15日付けで提出した、本件処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）には理由がなく、行政不服審査法第45条第2項に基づき棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 市税納付誓約書を提出した際の話し合いで、月2万円の支払を続けることで5年間待ってもらい、5年後にもう一度話し合いをすることになっていた。支払が誓約書のとおりできないときは、市役所に行き、相談しながら支払を継続していた。まだ誓約書を提出してから5年経っていないのに差押えされたのは、納得できない。
- (2) 平成30年から支払を増やすことができると話したが、信用してもらえなかった。
- (3) 以上の理由により、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 平成26年2月25日に審査請求人が来庁した際の納税相談により、一括納付が困難であることを確認した。審査請求人が平成26年3月3日付けで、次に掲げる内容の市税納付誓約書（以下「本件市税納付誓約書」という。）を提出したことから、分納履行を認めることとした。
 - ア 現年度課税分は、納期内納付する。
 - イ 過年度滞納分は、月2万円ずつ納付し、完納する。
- (2) 平成26年11月18日に審査請求人が来庁し、現年度課税分と過年度滞納分の

納付を併せて行うことが困難だととの相談を受ける。現年度課税分の納税を優先させ、平成27年3月までに納付するよう伝えたが、平成27年3月までには納付されなかった。

また、過年度滞納分の分納も平成26年11月から平成27年7月まで9か月間未納となった。本件市税納付誓約書に係る誓約内容の不履行を確認したことから、平成27年7月7日付けで、市税催告書を発送した。

- (3) 平成28年11月17日に審査請求人が来庁し、過去に交付された過年度滞納分の2万円の分割納付書を使い切ったが、続きの分割納付書が送られてこないとの不満を述べた。分割納付書が必要であれば収税課に連絡すれば発行する旨を説明した。
- (4) 平成29年11月22日に審査請求人が来庁し、11月、12月分の分納を待ってもらいたいとの申出があったが、本件市税納付誓約書を提出後、現年度課税分の納付遅れや未納、過年度滞納分の分納の不履行など誓約内容の不履行が認められたことから、差押え等の滞納処分をせざるを得ない旨を伝えた。
- (5) 平成29年11月29日に本件処分を執行した。
- (6) 審査請求人は、本件市税納付誓約書を提出したことにより5年間の猶予を得たと主張するが、市税納付誓約書の法律上の効果は、租税債務の承認に過ぎず、また、税は一括納付が原則であり、事情を斟酌して「事実上の猶予」をしているにすぎない。納付誓約時の計画どおりに納付がされれば、滞納処分によらずとも、完納することが可能だからである。よって、計画どおりに納付がされない場合に、滞納処分が制限されるものではない。したがって、審査請求人が納付誓約時の計画を履行していないことから、地方税法第331条第1項第1号及び第728条第1項第1号により、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないことを理由として、所有する財産を差し押さえることは法律上何ら問題ない。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却すべきである。

2 審理員意見書の理由

本件の争点は、本件市税納付誓約書により誓約した納付計画を審査請求人が履行しなかったことにより、執行された本件処分の適法性についてである。

(1) 本件市税納付誓約書の提出に係る本件処分の違法性及び不当性について

審査請求人の主張の要旨は、本件市税納付誓約書を提出したことにより、5年間の納付及び滞納処分の猶予を得たのに、事前の説明又は同意をしていないにもかかわらず、いきなり差押えをしたことが違法又は不当であるというものだと解される。

ア 本件処分の違法性について

地方税法第331条第1項第1号及び第728条第1項第1号において、「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに」完納していないという事実が認められたときは、処分庁は滞納処分を行わなければならないと規定されているとおり、差押処分は、徴収職員が行う強制的な行為であり、かつ差押えに当たり滞納者に事前に説明すべき旨又は同意を得るべき旨を定めた規定が法律上存しないから、審査請求人が主張する違法性は認められない。

そして、差押調書に添付された滞納明細書によると、審査請求人は、平成19年8月20日に処分庁が発した平成19年度国民健康保険税第1期分に対する督促を受けてから、平成29年10月20日に処分庁が発した平成29年度国民健康保険税第3期分に対する督促を受けるまで、各税目の各年度分においてそれぞれ督促を受けている。さらに、本件処分が行われた平成29年11月29日において、処分庁がそれぞれ督促状を発した日から起算して10日を経過しており、本件処分の時点で審査請求人が滞納分を完納していないという事実が認められることから、処分庁が滞納処分を行うための法律要件を満たしているといえることができる。

イ 本件処分の不当性について

処分庁が、審査請求人に対し、本件市税納付誓約書を提出してから5年間は差押処分は行わない旨の説明をしていたにもかかわらず、差押処分をした場合には、その差押処分に違法性がないとしても、差押処分の執行に不当性があるようにも思われる。

しかしながら、市税納付誓約書は、あくまで滞納者が分納計画を記載した書

面を徴収部門に提出し、納付を誓約するものであって、債権者である市は、債務承認として、時効の中断の効力（民法第147条第3号）を得るために提出させているものである。したがって、市税納付誓約書によって、処分庁が滞納者に対して法的に期限の利益を付与したのではなく、処分庁は、納付計画に従って納付されれば、差押え等の処分によらずとも完納が期待できることから、強制的な処分は控えるという配慮をしているにすぎない。

審査請求人は、平成26年3月の時点で、現年度課税分については、納期内納付をすることを本件市税納付誓約書により誓約しているが、本件処分に係る差押調書に添付された滞納明細書から、平成26年度第3期及び第4期の市県民税並びに平成26年度第5期、第6期、第7期及び第8期の国民健康保険税の外7期分の未納が確認できるほか、過年度滞納分についても、納付計画どおりに納付がされておらず、本件処分時点での滞納額の合計〇円は、本件市税納付誓約書提出時点での滞納額の合計〇円を上回っていることが確認できる。

本件市税納付誓約書には「下記のとおり滞納金額を納付（納入）することを誓約いたします。なお、誓約に違反したときは滞納処分（財産差押・公売処分）を受けることがあっても異議苦情を申しません。」という記載があり、審査請求人の署名、押印がされている。したがって、審査請求人は、本件市税納付誓約書の誓約内容に不履行がある場合には滞納処分が行われるということを見ることができたと考えられるから、本件処分に不当性はない。

また、審査請求人は、平成30年から支払を増やすことができると処分庁の職員に話したが、信用してもらえず本件処分がされた旨を主張するが、前述のとおり、本件処分時点での滞納額の合計が、本件市税納付誓約書提出時点での滞納額の合計を上回っている状況を鑑みれば、差押え等の滞納処分によらなければ完納が期待できないと考え、処分庁が本件処分を行ったことは不当とはいえない。

(2) 分割納付書の送付について

処分庁は、「分割納付書は、自動的に郵送しているわけではないので、分割納付書がなくなったら、収税課に連絡がほしい」と審査請求人に説明したと弁明書において弁明しているのに対し、審査請求人は、「分割納付書がなくなったら、収税課に連絡がほしいとは一言をいわず」と反論書において反論しており、審理

関係人双方の主張に隔たりがあるため、この点について事実確認はできない。

しかしながら、分割納付書の送付を処分庁に義務付ける法の規定は存しないことから、審査請求人において、処分庁が分割納付書を送付しなかったということ主張することは、本件処分の違法性を判断するに当たって、何ら影響を及ぼさない。

また、分割納付書の送付に関して、審理関係人双方の主張が異なるのは、平成28年11月17日に審査請求人が来庁した際のことであるが、平成26年3月3日に本件市税納付誓約書が提出されたにもかかわらず、過年度滞納分の分納は、平成26年11月から平成27年7月までの9か月間滞っており、分割納付書の送付の有無が審査請求人の分納の不履行の主たる要因ではないのは、明らかである。

(3) 超過差押えについて

本件の審査請求において、審査請求人が争点としているところではないが、以下のとおり検討する。

地方税法第331条第6項及び第728条第7項の規定により滞納処分を行うに当たってその例によるとされる国税徴収法第48条第1項は、「国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押えることができない。」と規定し、この規定は「超過差押えの禁止」と呼ばれている。超過差押えに該当するかどうかは、差し押さえた財産が租税債権を満足させるために必要な範囲を超えるかどうかの問題であることから、差し押さえた時点の財産の処分予定価額と、徴収すべき滞納額とを比較して判断するのが相当である。この場合、差押財産の換価は原則として国税徴収法第94条に規定する公売によって行われるところ、公売は任意売買に比べて手続が煩雑であることなどから、処分価格が、一般の任意売買による処分価格を下回る可能性があるため、この公売の特殊性を考慮し、判断する必要がある。

そして、差し押さえた時点で差押財産をめぐる権利関係を把握することが必ずしも容易ではなく、その価値を正確に評価することが困難なこと、租税の徴収は、最終的には差押財産の公売等の方法による換価を待って初めて実現するものであること等の点に鑑みれば、どのような財産をどのような範囲で差し押さえるかは徴収職員の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。したがって、差押財産の価額が滞納額を超過した場合でも、直ちに当該差押えが超過差押えと

して違法となるものではなく、滞納額に比較して差押財産の価額が合理的な裁量の範囲を超えて著しく高額であると認められるような特段の事情がある場合に、初めて差押えが違法となるものと解するのが相当である。

本件において、差押財産は差押調書に記載された土地、建物であり、平成29年度固定資産税に係る評価額は、土地〇円、建物〇円、合計〇円である。このうち、処分庁が差し押さえた財産に対し、審査請求人の持分は2分の1であり、その額は、〇円である。平成29年11月29日現在の滞納額合計は、差押調書によると〇円であり、単純に比較すると滞納額合計よりも差押財産の価格が上回ってはいるが、前述の公売の特殊性を鑑みれば、差押財産に対しては平成29年度固定資産税に係る評価額を下回る価格で公売が行われることも考えられる。よって、差押財産の価額が滞納額を超過しているが、審査請求人の滞納額に比較して差押財産の価額が合理的な裁量の範囲を超えて著しく高額であるとはいえず、本件処分は超過差押えには当たらない。

(4) 上記以外の違法性又は不当性について

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成30年5月 9日 審査庁から諮問書の受理

平成30年5月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分の適法性

市税等の徴収に伴う差押えの要件は、地方税法第331条第1項等に規定されており、本件処分はこの要件を満たしているものと認められる。よって本件処分は適法である。

2 本件処分の妥当性

(1) まず、審査請求人は、平成26年3月3日付け市税納付誓約書作成時に5年間の納付及び滞納処分の猶予を得たにもかかわらず、5年経過前に行われた本件処分は不当であると主張していると解される。

しかし、当該誓約書に「誓約に違反したときは滞納処分（財産差押・公売処分）

を受けることがあっても異議苦情を申しません。」との記載があることから明らかなとおり、当該誓約書作成によって審査請求人に対する納付及び滞納処分の猶予がなされたとは認められず、ほかに処分庁が直接審査請求人に納付及び滞納処分を猶予したとの事情も認められない。

よって、猶予期間が与えられたことを前提として本件処分を不当とする審査請求人の主張には、理由がない。

- (2) 次に、審査請求人は、平成30年から支払を増やすことができると話したにもかかわらず本件処分がなされた旨審査請求理由に挙げるが、本件処分時点での滞納合計額、同額が本件市税納付誓約書提出時点での滞納額の合計を上回っていた状況等からすれば、処分庁が、本件処分時点で再び事実上の猶予をすることなく本件処分を行ったことにも不当性があるとはいえない。

この点、不動産取得税の滞納事案において、2年を超える分割納付を認める誓約書による事実上の徴収猶予を行った措置につき、延滞金の徴収を図るための何らの担保も取ることなく、不動産にかかる延滞金の滞納処分を怠ったことについて、徴収権者としての裁量を逸脱し、違法とした裁判例がある（名古屋高等裁判所平成18年1月19日判決）。本件においても、何らの担保を取ることなく、事実上の猶予を行えば、むしろその行為こそ違法と判断される可能性が高い。

- (3) また、審査請求人は、分割納付書の送付がなかったことを審査請求理由に挙げるが、納付書の未送付が本件処分の不当性を基礎づけることはない。
- (4) 審理員が検討する超過差押えの問題を含め、ほかに本件処分に不当性は認められず、本件処分は妥当であると判断する。

よって、本件審査請求には理由がないものと認められるので、当審査会は、上記第1のとおり判断する。

東松山市行政不服審査会

会長 白石 裕子

委員 瀬戸 一哉

委員 樺澤 裕之